

令和6年第6回（12月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和6年12月23日（月）

応招議員（12名）

1 番	赤 間 繁 幸 君	2 番	鎌 田 暁 史 君
3 番	鈴 木 利 博 君	4 番	赤 間 則 幸 君
5 番	佐々木 和 夫 君	6 番	鈴 木 恵 子 君
7 番	金 須 新 一 君	8 番	田 中 三恵子 君
9 番	熱 海 文 義 君	10 番	石 垣 正 博 君
11 番	高 橋 重 信 君	12 番	石 川 良 彦 君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田 中 学 君	教育長	鳥 海 義 弘 君
副町長	金 須 豊 洋 君	総務課長	熊 谷 有 司 君
財政課長	菅 野 直 人 君	まちづくり政策課長	高 橋 優 君
復興推進課長	門 脇 匡 哉 君	税務課長	小 野 純 一 君
町民課長	千 葉 昭 君	保健福祉課長	伊 藤 義 継 君
農政商工課長	本 間 文 二 君	地域整備課長	武 藤 亨 介 君
会計管理者	赤 間 良 悦 君	学校教育課長	角 田 倫 明 君
社会教育課長	片 倉 剛 君	上下水道課長	齋 藤 正 智 君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 相澤 幸子 主事 高橋 映瑠

議事日程第1号

令和6年12月23日（月曜日） 午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第 3	議案第 6 3 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 4 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 5 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 6 号	令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 7	議案第 6 7 号	令和 6 年度大郷町介護特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 6 8 号	令和 6 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 6 9 号	令和 6 年度下水道事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10 時 30 分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 6 回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。

臨時議会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 6 年第 6 回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年の瀬で何かとご多用の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

二十四節気の一つ冬至が過ぎ、冬の寒さも暫しに厳しくなってきました。議員の皆様におかれましては、年末年始の体調管理に十分御留意にされ、御活躍を賜りたいと存じます。

さて、本日御提案申し上げます。議案は一般議案としては、条例改正令和 6 年人事院勧告及び国における一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じ、大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例ほか 2 件の条例の一部改正について。予算議案としては、令和 6 年度一般会計補正予算第 9 号ほか 3 件となり、合計 7 件を御提案

申し上げます。以上、御提案されました、御提案させていただきます
議案につきましては、担当課長より御説明を申し上げますので、よろ
しく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたし
ます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署
名議員は会議規則第 110 条の規定により、6 番鈴木恵子議員及び 7 番
金須新一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思いま
す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定し
ました。

日程第 3 議案第 63 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第 3、大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第 63 号の提案理由を申し上げます。

議案書 1 ページを御覧いただきたいと思います。

議案第 63 号大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 41 年
大郷町条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 12 月 23 日 提出

大郷町長 田 中 学

はじめに、本条例の改正につきまして申し上げます。令和 6 年人事院
勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ大郷町議

会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、期末手当の改定でございます。令和6年12月期から改定を行います。一つ目として期末手当を0.05月分引き上げ、年3.45月とし、12月期に差額支給をいたします。2つ目といたしまして、期末手当を令和7年度より6月期12月期に均等を支給いたします。

2ページを御覧いただきます。改正条例につきまして御説明をさせていただきます。第1条は、現条例の第5条第3項中170/100を6月に支給する場合には170/100、12月に支給する場合には175/100に改めるものでございます。第2条は改正後、条例の第5条第3項中、6月に支給する場合には170/100、12月に支給する場合には175/100、172.5/100に改めるものでございます。附則としまして、第1条につきましては、この条例は交付の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。また、第2項として、改正後の新条例の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。規則の第2条は期末手当の内払いを規定したものでございます。大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

以上議案第63号につきましてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第63号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい、2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 先ほどの全員協議会の中でも御確認をいたしました。現状の議員報酬について要望がございます。現在の議員報酬が適用されたのが、平成8年10月1日となっております。現在まで28年間据え置きとなっております。県が調査した資料によりますと、令和5年4月1日時点で県内の市町村で最下位となっております。議員の待遇改善の観点から、議員報酬の増額につきまして、報酬審議会にて御検討をお願いしたいと思います。町の見解をお尋ねいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います、総務課長。

総務課長（熊谷有司君） はい、お答えさせていただきます。町としましては、しっかり協議をした中で、特別職報酬等審議会の中で、席上で審議したいというふうに思っております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 63 号大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします、本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第 3 議案第 64 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する 条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第 4、議案第 64 号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それでは、議案第 64 号の提案理由を申し上げます。

議案書 3 ページをお開き願います。

議案第 64 号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年大郷町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 12 月 23 日 提出

大郷町長 田 中 学

はじめに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。令和 6 年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきまして御説明いたします。

4 ページを御覧いただきたいと思います。第 1 条は現条例の第 5 条中第 3 項中 170/100 を 6 月に支給する場合は 170/100、12 月に支給する場合は 175/100 に改めるものでございます。第 2 条は改正後、条例の

第5条第3項中、6月に支給する場合には170/100、12月に支給する場合は175/100を175/100に改めるものでございます。附則の第1条はこの条例の公布のこの条例は、公布日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。また、第2項としまして、改正後の新条例の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。附則の第2条は期末手当の内払いを規定したものでございます。

以上で議案第64号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明は以上でございます。

以上議案第64号につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますよう御礼申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第64号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第64号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それでは、議案第65号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書5ページをお開き願います。

議案第 65 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和 32 年大郷町条例第 12 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 12 月 23 日 提出

大郷町長 田 中 学

はじめに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。令和 6 年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、月例給、期末手当及び勤勉手当の改訂でございます。月例給の改定は令和 6 年 4 月 1 日に昇給いたします。主の内容は別紙第 1 の通りでございます。初任給をはじめ、若年層に重点を置いた俸給月がその額の引き上げでございます。初任給は高卒で 21,400 円、大卒で 23,800 円の引き上げ、俸給月額が平均改善率 2.76%となるものでございます。期末手当、勤勉手当の改定は令和 6 年 12 月期から改定をいたします。一般職は一つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月引き上げ年 4.6 月とし、12 月期に差額支給をいたします。二つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当を令和 7 年度より 6 月期 12 月期に均等を支給いたします。定年前再任用短時間勤務職員は一つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月引き上げ、年 2.40 月とし、12 月期に差額支給をいたします。2 つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当を令和 7 年度より 6 月期 12 月期に均等を支給いたします。

6 ページをご覧いただきたいと思ひます。改正条文につきまして、御説明をいたします。第 1 条は現条例の第 18 条第 2 項第 1 号中 $122.5/100$ を 6 月に支給する場合には $122.5/100$ を 12 月に支給する場合は $127.5/100$ に新ため、第 3 項第 1 号中 $120/100$ を $122.5/100$ に改め、 $68.75/100$ を 6 月に支給する場合には $68.75/100$ 、12 月に支給する場合には $71.25/100$ に改めるものでございます。第 19 条第 2 項第 1 号中 $102.5/100$ を 6 月に支給する場合には $102.5/100$ 、12 月に支給する場合には $107.5/100$ に改め、当項第 2 号中 $48.75/100$ を 6 月に支給する場合には $48.75/100$ 、12 月に支給する場合には $51.25/100$ に改めるものでございます。別表第一を 13 ページから 15 ページに、すみません 7 ページから 10 ページに改めるものでございます。

続きまして 11 ページでございます。第 2 条は改正後の条例の第 18 条第 2 項第 1 号中、6 月に支給する場合は $122.5/100$ 、12 月に支給する

場合には 127.5/100 を 125/100 に改め、第 3 項第 1 号中 122.5/100 を 125/100 に改め、6 月に支給する場合には 68.75/100、12 月に支給する場合には 71.25/100 を 70/100 に改めるものでございます。第 19 条第 2 項第 1 号中、6 月に支給する場合には 102.5/100、12 月に支給する場合には 107.5/100 を 105/100 に改め、同項第 2 号中、6 月に支給する場合には 48.75/100 18.75 12 月に支給する場合には 51.25/100 を 52/100 改めるものでございます。附則といたしまして、第 1 条はこの条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また、第 2 号としまして、改正後の新条例の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。附則の第 2 条は、給与の内払いを規定したものでございます。附則の第 3 条は規則への委任事項でございます。職員の給与に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

以上議案第 65 号につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で起案第 65 号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい、5 番佐々木和夫議員

5 番（佐々木和夫君） 職員の給与が上がることなんですが、高卒で 1 級 5 号俸で 18 万 8 千円 1 等級大卒で 25 号俸で 22 万ということなんですが、これ他の市町村と比べて、平均的なのか、それともどの辺にあるのかということとですね。あと、この高校生 18 万 8000 円でスタートするわけですが、4 年後、この 22 万まで上がるのかということとですね。あと約 2 万 3 千円ほど初任給が上がるということで、これ、職員全体が 2 万 3 千円ほど上がるような話になるんでしょうか。そこらへんお願いしたいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） はい、お答えいたします。これにつきましては、まずは人事院勧告に基づきまして、今回改定でございまして、高卒と大卒につきましてはそれに準じて、本町としましては改定するものでございまして、他市町村も同様に多分改定されるものと思ってございます。あと 4 年、4 年後はもうどのようになるのかということですが、その職責等によって、変わってくる部分はございますが、標準的であれば、ああ、同じようなああ、給与改定になるかと思われます。あともう一点でございしますが…

議長（石川良彦君） 他の町村と比べてどうかって。

総務課長（熊谷有司君） 他の市町村も同様の内容で改定されると思われます。

議長（石川良彦君） 改正じゃなくて、現実のやつが報酬、給料が他の町村と比べてどうなんですか。どういう位置付けになってる。

総務課長（熊谷有司君） 本町としましては、ラスパイレスが出てきますけれども、それが他の町村でどれくらいになるのかということでございますが、経営の平均した時に混じりが今 90、率までは分かりかねますが、若干昨年よりは若干、今年の部分つきましては上がったように思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論終わります。

これより議案第 65 号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第 6 議案第 66 号 令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）

議長（石川良彦君） 次に、令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第 66 号一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 66 号令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度大郷町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,219 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 6,042 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月23日提出

大郷町長 田 中 学

まず今回の一般会計補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算は令和6年人事院勧告を反映した国の改正給与法が12月17日に可決されたことにより。臨時会に御提案しました。各条例の一部改正に基づくものとなります。主な内容としては特別職の期末手当の支給月額引き上げ。職員及び会計年度職員の月例給引き上げ。期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き上げ。月例給引き上げに伴う時間外勤務手当や退職手当組合負担金等による増となります。なお、月例給は若年層に特に重点を置き、平均改定率は2.76%の引き上げとなり、期末手当及び勤勉手当はそれぞれ0.05月分の引き上げとなります。歳入においては、財政調整基金において財源調整をしております。

続きまして3ページをお開き願います。第一表歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を御説明いたします。

まず歳入です。

19款繰入金第一項基金繰入金 3,219 万 3,000 円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の増となります。歳入補正額合計 3,219 万 3,000 円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の増となります。歳入補正額合計 3,219 万 3,000 円の増額補正です。続きまして4ページをお開き願います。歳出です。第1款議会費第1項議会費 96 万 8,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した議員の期末手当職員給与及び期末勤勉手当等の増となります。2款総務費第1項総務課管理費 1,301 万 7,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤務手当等の増。月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当、退職手当組合負担金等の調整によるものです。第2項徴税費 310 万円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤勉手当の増。月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整によるものです。第3項戸籍住民基本台帳費 70 万 2,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給与及び期末勤勉手当の増、月例給

の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整によるものです。第3款民生費第1項社会福祉費 541 万 3,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤勉手当の増、月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整によるものです。第4款、衛生費第1項、保健衛生費 96 万 6,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給与及び期末勤勉手当の増。月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整会計年度職員の報酬等の調整によるものです。第5款農林水産業費。第1項農業費 235 万 5,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤勉手当の増、月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整によるものです。第6款商工費第1項商工費 149 万 8,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤務手当の増。月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整、会計年度職員の報酬の増等によるものです。第7款土木費第1項土木管理費 168 万 2,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤勉手当の増、月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整によるものです。第5項都市計画費 11 万 7,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した地域おこし協力隊の報酬及び期末勤勉手当等の増によるものです。第9款教育費第1項教育総務費 95 万 3,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤務手当の増。月例給の引き上げに伴う時間外勤務手当等の調整。会計年度職員の期末勤勉手当の増によるものです。第4項社会教育費 66 万 8,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給料及び期末勤務手当等の増によるものです。第5項保健体育費 75 万 4,000 円の増額補正です。人事院勧告を反映した職員給与及び期末勤務手当の増によるものです。歳出補正額合計 3,219 万 3,000 円の増額補正となります。以上補正前の予算額 64 億 2,823 万 2,000 円に歳入、歳出とも 3,219 万 3,000 円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 64 億 6,042 万 5,000 円とするものです。以上で議案第66号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第66号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 7ページの歳入なんですけど財政調整基金なんですけど、今回 3,200 万ほど上がってるんですけど、この 3,200 万繰り入れしたら残は前にも聞いたことあるんですけど、多分8億ぐらいなんのかなと

思うんですけど、その辺、教えてください。それから、全協でもお聞きしましたけども、11 ページの土木費、第7 款の土木費の中の、都市計画、第5 項の都市計画費の中の地域おこし協力隊の報酬なんですけど、先ほど財政課の課長より、草刈等の仕事をやっていると聞いているっていう話だったんですけど。今の時期ですね。これからなおさらなんですけど、草刈りできないですよ。他にどういう仕事をやっているのか。まずそれ一点と、地域おこし協力隊の契約期間って多分3 月で切れるのかなと思ってんですけど、その辺間違いないのか。この協力隊、多分、4 月から続行なるのか、おこし協力隊の庶務ですね。どうなっていくのか教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） はい、お答えいたします。財政調整基金でございますが、令和6 年度末現在の見込みでございますが、7 億 7823 万円となります。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長

まちづくり政策課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。地域おこし協力隊でございますが、こちら草刈り以外の仕事といった部分でございます。農園の管理ということで、引き続き農園の管理のほうはしていただくというようなところはございます。農園の管理の中で、生産物のほうですね、まだ地域おこし協力隊のほうで、植え付けであったり、種まきだったり、まだ収穫してないものもございますので、そういったものの生産物の管理であったり、収穫、それから出荷といったところの仕事というようなところもございます。さらに来年度に向けてというところでの土作りといったところでの農地の整備というところもございますし、これまでもずっと続けてきておりますSNS の情報発信であったりという部分、それから、インターネットだったりで様々な取材を受けたり、というようなところもございますし、県庁でのいろんなイベントへの参加。それから就農希望するような若い方の体験受け入れといったところもしてございます。それから来年度の計画づくりというところで、今こういった形で来年の4 月以降ということになりますが、活動のほうを継続して進めていくかということで、計画のほう策定しているところがございます。それから、契約の、契約というか、期間ということになりますが、先ほど議員おっしゃった通り、3 月までの期間ということになってございます。4 月以降といったところについては、当然ながら地域おこし協力隊ということではなくて、

協力隊のほうは卒業しまして一般の方ということになって、ただ町のほうに残ってさまざま地域活性化につなげるような活動であったり、これから地域おこし協力隊を目指すような方の受け入れであったり、そういったところの活動もしていければということで、今計画作りのほうですね、うちの職員と一緒に策定のほうしているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい、熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） 今回の地域おこし協力隊、一般の方になるってことなんですけど、いろいろな農作物を管理したりということでやってるんであれば、そのレストランも利用したほうが良いのかなっていうふうに私は思って、前にも質問やあったんです。ただ、経営を継続するのが難しいといういろいろこう許可とかもらうので難しいっていう話だったんですけど、シェフもまだ残ってるはずですよ、地域おこし協力隊も残ってるっていう状況で、なんとかこのレストランを継続していくっていう方法はないんでしょうかね。その許可をもらうっていうのが難しいっていう話だったんですけど。せっかくね農作物取れるわけだから、シェフも残っているわけだからいいんじゃないのかなっていうふうに単純に思ったんですけど、その辺はどうですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） はい、お答えいたします。以前も答弁した通りでございます。営業許可等々のこともあって、その辺も難しいところでございます。シェフのほう、活性化企業人のほうも 1 月末をもってということで期限が決まっておりますので、この先短い期間になってしまいます。農政商工課としましては前もお答えしましたが、早期にプロポーザル方式を今予定をしておりますが、そういった形で次の指定管理者を決める際にもレストランだけ先行してというよりはあそこ一体的にというふうに考えておりますので、レストランだけ先行という考えは今のところございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、6 番鈴木恵子議員。

6 番（鈴木恵子君） では、10 ページの衛生費の 1 番報酬の件ですが、先ほど全協でも伺ったんですけども、会計年度さんだから、ここが減額なってるっていうお話だったんですけども、その方は何時から何時まで働いていただいているんでしょうか。そして、そしてまた来年度、新規採用の保健師さんの職員さんの新規採用の予定などはあるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） はい、まず現在任用している会計年度任用職員ですが、9時から16時までの勤務でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか、はい、鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） 来年度の保健師さんですか、新規採用の予定などはあるんでしょうか。

議長（石川良彦君） じゃあ次に答弁願います、総務課長。

総務課長（熊谷有司君） はい、お答えいたします。来年一名の採用予定でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

これより討論に入ります、ございませんか。討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第66号令和6年度大郷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第67号 令和6年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第67号、令和6年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） それでは、議案第67号につきまして提案理由を御説明申し上げます。予算説明書の19ページを御覧願います。

議案第67号 令和6年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5706万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
令和6年12月23日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、先ほどの一般会計補正予算と同様に、人事院勧告に基づきます人件費の調整を行うものであり、歳入におきましては、一般会計からの事務費繰入金を計上し、歳出におきましては、介護認定調査員の報酬などの人件費を計上いたしました。

それでは20ページを御覧願います。第一表、歳入歳出予算補正について款項ごとに御説明いたします。まず歳入ですが、第7款繰入金第1項、一般会計繰入金の補正金額は18万7,000円の増額で人件費分の事務費を一般会計から繰り入れるものです。歳入補正額合計は18万7,000円の増額です。続きまして歳出について御説明いたします。第1款総務費第3項介護認定審査会費の補正金額は18万7千円の増額で、人事院勧告に基づく介護認定調査員の人件費増によるものです。歳出補正額合計は18万7千円の増額です。以上補正前の予算額11億5,688万円の歳入歳出とも18万7千を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億5,706万7,000円とするものです。介護保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で起案第67号について説明を終わります。

これより質疑に入りますございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第67号、令和6年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第68号 令和6年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、令和6年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） それでは、議案第68号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

予算に関する説明書の27ページをお開き願います。今回の補正についてですが、収益的な部分では先ほど御説明のありましたとおり人事院勧告に伴うもので、国の給与改定措置に準じたものとなっております。また、営業費用の増が今回の補正な主なものとなっております。資本的な部分の補正は今回はございませんでした。それでは御説明いたします。

議案第68号 令和6年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）
（総則）

第1条 令和6年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度大郷町水道事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用 39万4,000円増額補正し、2億4,321万1,000円とするものです。

第1項営業費用同額は、人事院勧告に伴うもので、国の給与改定措置に準じたものとなっております、給料、手当、法定福利費を計上するものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,376万2,000円に。39万4,000円を増額補正し、1,415万6,000円とするものです。

令和 6 年 12 月 23 日提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第 68 号 水道事業会計の補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第 68 号につきましては、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第 68 号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 68 号 令和 6 年度水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第 9 議案第 69 号 令和 6 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第 9、令和 6 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） それでは、議案第 69 号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 30 ページをお開き願います。今回の補正は、収益的な部分では、人事院勧告に伴うもので、国の給与改定措置に準じたものとなっております。営業費用の増が補正の主なものです。また、資本的な部分の補正はございませんでした。それでは御説明いたします。

議案第 69 号 令和 6 年度大郷町下水道事業会計補正予算第 3 号

(総則)

第 1 条 令和 6 年度大郷町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第 2 条 令和 6 年度大郷町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第 1 款下水道事業費用 106 万 9,000 円増額補正し、3 億 7482 万 8,000 円とするものです。

第 1 項営業費用同額は、人事院勧告に伴うもので、国の給与改定措置に準じたもの。人件費の調整によるものとなっており。給料、手当、法定福利費、退職給付費を計上するものです。次に議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第 2 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額 2568 万 9,000 円に、106 万 9,000 円を増額補正し、2675 万 8,000 円とするものです。

令和 6 年 12 月 23 日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第 69 号を下水道事業会計の補正予算（第 3 号）の説明を終わります。ただいま御説明申し上げました議案第 69 号につきましては、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。
議長（石川良彦君） 以上で議案第 69 号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 69 号、令和 6 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年第5回大郷町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午 前 11時 22分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員